

令和7年度 上峰町保育施設利用のご案内

問い合わせ先 〒849-0123 上峰町大字坊所 383 番地 1

上峰町役場 住民課子育て支援係 (TEL52-7412)



保育施設を利用するには、上峰町から支給認定を受ける必要があります。

内容をよく読んでお申込みください。

▼認定区分と利用できる施設

支給認定区分		内容	利用できる施設
教育認定(ア)	1号認定	満3歳以上のこどもで、教育を希望する	幼稚園 認定こども園(幼稚園部分)
		満3歳以上のこどもで、教育を希望し、預かり保育を必要とする※	
保育認定(ウ)	2号認定	満3歳以上のこどもで、保護者の就労、疾病等により保育を必要とする	認可保育所 認定こども園(保育園部分)
	3号認定	3歳未満のこどもで、上記同様保育を必要とする	認可保育所 認定こども園(保育園部分) 地域型保育施設

※教育時間の前後にも、ほとんどの園で預かり保育があります。

施設ごとに開始・終了時間(延長保育含む)枠を設定していますので、施設へご確認の上、入所申込の施設を希望してください。

※申込前に、こどもと一緒に入園説明会や園庭開放に参加し、施設の環境や保育内容、自宅等から施設への送迎ルートの確認をお願いします。

令和7年度年齢早見表(入所調整は4月1日時点の年齢で行います。)

4月1日の年齢	生年月日
0歳児	令和6年4月2日～
1歳児	令和5年4月2日～令和6年4月1日
2歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日
3歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日
4歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日
5歳児	平成31年4月2日～令和2年4月1日

申請様式がダウンロードできます。

上峰町ホームページ ⇒ 令和7年保育施設の利用申込について

▼URL <https://www.town.kamimine.lg.jp/kiji0031333/index.html>

▼QRコード



保育認定(ウ)希望の方 申請に必要な書類

① 教育・保育給付認定申請書兼利用調整申込書…子ども1人につき1部

確認欄✓

② 保育の必要性を証明する書類…保護者(父、母、入園希望月時点で65歳未満の同居祖父母) 各1部

※きょうだい児の分は同時申請するときは各1部で可

保護者等の状況	必要書類	追加で添付するもの	
仕事をしている	就労証明書	就労内定者は、内定通知など雇用開始、勤務時間がわかるものの写し、就労開始後1か月以内に「就労証明書」を提出	確認欄✓
自営業者		開業届、営業許可証、確定申告書、請負契約書などの写し	
農業従事者		確定申告書の写し	
出産を予定	出産・疾病に	母子手帳の写し (保護者氏名・出産予定日が確認できる部分)	
療養が必要な疾病や心身に障がいがある	関する申立書	医師の診断書、障害者手帳の写し (保育できない状況、療養期間がわかるもの)	
同居親族等の 看護・介護	同居家族 看(介)護 従事申立書	要看(介)護者に係る医師の診断書、障害者手帳の写し	
学校・職業訓練校等に 在学中	在学申立書	在学証明書、学生証、カリキュラムがわかるものの写し	
これから仕事を探す 起業準備中	求職状況 申立書	雇用保険受給資格者証、ハローワーク受付票の写し ※求職活動状況について、定期的に確認を行います。	
祖父母と同居している	同居祖父母の保育状況申立書 入園希望月時点で65歳未満の同居祖父母の保育の必要性を証明する書類		

③ 状況に応じて必要な書類

児童の健康状況調査票	新入園児、転園希望時	確認欄✓
マイナンバー記入用紙	新入園児、マイナンバーが変更になった方(詳細はP9)	
認可外保育施設等利用証明書	就労等により認可外保育施設等を1か月あたり80時間以上利用しているとき	
広域入所希望理由書	上峰町外の認定こども園、保育所等を希望する	
転入に伴う保育所等の入所申込みの受付について	申込書提出時点では上峰町外の住所で、入所月1日までに上峰町への転入が決まっている	
戸籍謄本/児童扶養手当証書の写し	世帯の状況に応じて提出をお願いする場合があります	
障害者手帳/療育手帳/特別児童扶養手当証書写し		
生活保護受給世帯		
所得課税証明書/市区町村長名の税額決定通知書	マイナンバーによる税情報が確認できないとき	

▼保育の必要理由と入所期間

保育を必要とする理由		保育の必要量	入所できる期間
就労 (就労内定を含む)	月 48 時間以上就労している	*月 48 時間以上 120 時間未満の就労 → 短時間 *月 120 時間以上の就労、勤務時間が短時間枠を常態的に超える → 選択可能 (標準時間/短時間)	就労期間
妊娠・出産	妊娠中又は出産後間がない	標準時間	5 か月以内(出産月を含む前後 2 か月間)
育児休業	育児休業取得時にすでに保育を利用中の子どもがいる	短時間	出生児童が 1 歳になる年の年度末まで
求職活動・起業準備	就労の意思があり、求職活動・起業準備を行っている	短時間	3 か月間
就学	職業訓練校・大学・専門学校等に月 48 時間以上就学している	*月 48 時間以上 120 時間未満の就学 → 短時間 *月 120 時間以上の就学 → 選択可能 (標準時間/短時間)	就学期間
疾病等	疾病、負傷、又は精神若しくは身体に障害を有している	状況により異なる → 選択可能 (標準時間/短時間)	療養が必要な期間 ※療養期間の記載がないものは3か月間
看護・介護	同居の親族等を常時看護・介護している	状況により異なる → 選択可能 (標準時間/短時間)	看護・介護期間
災害復旧	災害の復旧にあたっている	標準時間	災害復旧の期間

※保育必要量の切り替えは、月途中では行いません。変更が生じた場合は速やかに手続きをお願いいたします。

※入所できる期間を過ぎると退所となるため、継続的に利用する場合は、改めて保育の必要性を証明する書類を提出してください。

【例】 保育の必要性が「求職活動」、雇用契約が有期など

保育を利用できる時間について

保育の必要量により「標準時間(1日あたり最長 11 時間)」と「短時間(1日あたり最長 8 時間)」に分けて認定します。

参考:教育時間の前後にも、ほとんどの園で預かり保育があります。

【例】 7:30 8:00 9:00 14:00 16:00 18:30 19:00

	預かり保育	教育時間	預かり保育	
延長保育	保育短時間(8 時間)		延長保育	
	保育標準時間(11 時間)			延長保育

※施設ごとに開始・終了時間(延長保育含む)枠を設定しています。施設へ事前に確認をお願いします。

※認定を受けた短時間/標準時間枠を過ぎた場合は延長保育料がかかります。

※保育を利用できる時間は、保育の必要性が認められる時間のみとなります。

仕事や学校の授業等が終わったら速やかにお子様のお迎えをお願いします。

上峰町内の保育施設について

上峰町内にあるのはすべて私立の認定こども園です。認定こども園には幼稚園部分(1号)と保育園部分(2・3号)があり、それぞれに定員があります。1号を希望するときは、直接施設へ申込みください。

施設名	電話番号	定員	開所時間
	所在地		※延長保育時間:別料金
社会福祉法人 美峰福祉会 ひかりこども園	☎0952-52-0406	1号 15名 2・3号 70名	7:00~18:00 ※短時間 7:00~8:00, 16:00~18:30 標準時間 18:00~18:30
	大字坊所699番地 (上峰小学校西)		
学校法人 みどり学園 認定こども園かみみね幼稚園	☎0952-52-5073	1号 165名 2・3号 75名	7:00~18:00 ※短時間 7:00~8:00, 16:00~19:00 標準時間 18:00~19:00
	大字坊所710番地 (ふるさと学館南西)		
社会福祉法人 ガジュマル ひよここども園かみみね	☎0952-52-2186	1号 15名 2・3号 110名	7:30~18:30 ※短時間 7:30~8:00, 16:00~19:00 標準時間 18:30~19:00
	大字堤1923番地6 (町営切通北団地南)		
社会福祉法人 ガジュマル ひよここども園カゼマチ	☎ひよここども園かみみねへ	1号 16名 2・3号 44名	7:30~18:30 ※短時間 7:30~8:00, 16:00~19:00 標準時間 18:30~19:00
	大字坊所 1550 番地 1 (トライアル上峰店北東)		

※上峰町の各保育施設の保育短時間は **8:00~16:00** です。

※延長保育を利用する場合は、延長保育料がかかります。詳しくは、各保育施設へお尋ねください。

〈住所地以外の施設を利用したい方(広域入所の協議)〉

上峰町在住で、上峰町外の施設(2・3号)を利用したいとき 申込先:上峰町

施設入所の調整は、施設が所在する市区町村の保育入所担当が行います。

上峰町に申込された書類は、町から施設所在地へ入所依頼して、入所の可否の回答をもらいます。

施設所在地に、申込締切や広域入所の受け入れ協議の可否について確認が必要です。

上峰町外在住で、上峰町の施設(2・3号)を利用したいとき 申込先:お住まいの市区町村/上峰町(転入予定のとき)

入所希望月の1日までに上峰町へ住民登録するときは、直接、上峰町で受付できます。

申込書に、転入予定の住所をご記入いただきます。

上記以外のときは、お住まいの市区町村から入所依頼を受けて、入所の可否を回答します。

お知らせ ★必ずご確認ください★

1 申込の有効期間について

令和7年4月から令和8年3月までです。令和8年4月以降は、改めて申込みが必要です。

2 支給認定と入所の有効期間について

支給認定と入所期間は、保育の必要性を証明する書類の有効期間を確認して決定します。

有効期間を過ぎると施設の利用ができなくなるため、継続的に利用する場合は、改めて保育の必要性を証明する書類を提出してください。

【有効期間が最長とならないときの一例】

- ・保育の必要性が「求職活動」の場合、入所した月を含む3か月以内の月末
- ・保育の必要性が「妊娠・出産」の場合、出産予定日の産後8週の属する月の月末
- ・就労証明書に雇用期間がある場合、雇用期間の最終日の月末

3号認定は最長で3歳の誕生日を迎える前々日まで、2号認定は最長で就学前までとなり、こどもが3歳の誕生日を迎えると3号から2号へ自動で切り替わります。認定切替後もその年度の3月までは保育料がかかり、翌年度4月以降の保育料が無償化されます。

3 家庭の状況や保育の必要性の事由（就労等）が変更になるとき

変更となる前に、新たな保育事由に該当する書類（P.2 参照）を住民課子育て支援係に届出してください。

併せて、利用中の施設へのご連絡もお願いいたします。

月の途中で認定区分や保育必要量（標準時間／短時間）の変更となる場合、その月までは変更前の認定区分、保育必要量、保育料が適用されます。

変更の届出は毎月25日（土・日・祝日の場合はその前日）が締切日です。

※次の（1）～（8）について変更があったにもかかわらず、ご連絡が無い場合には退所をお願いします。

- （1）上峰町外に転出する（転出された時点で上峰での支給認定は解除となります）
転出後も施設の利用を継続したい場合は、住民課子育て支援係にご相談ください。
- （2）上峰町内で転居した
- （3）世帯構成に変化があった（離婚、結婚、同居している家族の増減、単身赴任等）
- （4）仕事を辞めた（求職活動を始めた、起業準備を始めた）
- （5）就労状況が変わった（勤務時間が変わった、仕事を始めた、仕事が変わった など）
- （6）保育標準時間／保育短時間を変更したい
- （7）育児休業を取得した場合に、すでに在園しているこどもの利用を継続したい
- （8）その他家庭の状況に変化があった

4 育児休業について

（取得中、取得予定のとき）

保護者が育児休業の期間は入所できません。すでに在園しているこどもについては、復職する予定がある場合に限り、継続入所することができます。（保育の必要量は短時間、継続は最長1年程度）

育児休業期間が記載された就労証明書で確認します。

育児休業を取得されるときは、必ず住民課子育て支援係までご連絡ください。

※産後の休暇を取っている方で、雇用の都合上、育児休暇は取得できないが令和7年度中に職場復帰が約束されている場合の申込みに関しては住民課子育て支援係にご相談ください。

(復帰のとき)

原則、職場復帰する月の1日から入所です。

ただし、復帰の日が1～10日の場合は「慣らし保育」期間を考慮し、復帰する月の前月1日から入所できます。

※年度が変わる関係により、4月1日～10日までに復帰する場合の3月入所は認めていません。

5 特別な支援を必要とするとき

障がいやアレルギーなど、特別な支援が必要なときは、住民課子育て支援係と利用を希望する園の両方へ必ず相談してください。

6 施設の退所について

事情により保育の必要がなくなったとき、転出などで退所することが決まったときは、速やかに**住民課子育て支援係**へ届出してください。

退所日は原則、月末です。退所届の提出がない場合は、通園していない期間も保育料をお支払いいただくことになりますので、ご注意ください。

申込書の受付期間／締切日・結果について

下記受付締切日までに、申込書と必要書類をご提出ください。

保育園部分の入所決定は保育の必要性が高い順となります。**先着順ではありません。**

【申込書の配布・受付】

- ・配布開始 令和6年10月1日(火曜日)
- ・配布場所 住民課子育て支援係で受け取り／ホームページからダウンロード
- ・受付場所 住民課子育て支援係 ※郵送も可能ですが、住民課子育て支援係に到着した日が受付日となります。

【受付期間と結果通知の発送】

入所希望月	受付期間／締切日	結果通知発送予定日
4月	令和6年11月1日～令和6年11月29日	令和7年2月上旬
	上記受付分の入所調整後、空きがあれば調整します 令和7年2月10日	令和7年3月上旬
5月	令和7年3月17日	令和7年4月10日
6月	令和7年4月17日	令和7年5月9日
7月	令和7年5月22日	令和7年6月10日
8月	令和7年6月20日	令和7年7月10日
9月	令和7年7月22日	令和7年8月8日
10月	令和7年8月21日	令和7年9月10日
11月	令和7年9月19日	令和7年10月10日
12月	令和7年10月21日	令和7年11月10日
1月	令和7年11月19日	令和7年12月10日
2月	令和7年12月17日	令和8年1月13日
3月	令和8年1月20日	令和8年2月9日

★申込書は入園後も毎年度提出が必要です。

提出先:町内保育園部分の在園児→在園している園 町外保育園部分の在園児→上峰町住民課

※入所日は、各月の初日(1日)となります。

※町外の施設を申込した方へ 受付締切日:希望施設が所在する市町村の受付期限の1週間前までです。
結果通知発送:希望施設が所在する市町村の回答があってから、上峰町から保護者へ通知します。

上記のスケジュールと変わることがありますのでご了承ください。

保育料について

こどもの安全・健康・給食、施設設備の充実などに必要な費用の一部が保護者負担となっています。

0歳児から2歳児（3号認定）の課税世帯のこどもの保育料の料金は最終ページの表のとおりです。

毎年9月が算定の切り替え時期となるため、保育料の金額が年度の途中で変更となることがあります。

なお、幼児教育・保育の無償化で、3歳児から5歳児のすべてのこども（1号認定/2号認定）と、0歳児から2歳児（3号認定）の非課税世帯のこどもの保育料は無償化されています。

※保育料とは別に徴収される制服やカバン代、教材代、行事費、保護者会費などは無償化の対象外です。

(1) 保育料の減免

2人以上の児童が同時に認可保育所、幼稚園又は認定こども園等に入所している場合は、保育料が減免されます。母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定するひとり親家庭世帯の方については、保育料が減免される場合があります。詳しくは、住民課子育て支援係へお尋ねください。

(2) 保育料納付方法

認定こども園、地域型保育施設の利用者…園に納付します。納付方法は園にお尋ねください。

認可保育所（公立）の利用者…施設の所在地の役場（保育担当）へ納付します。詳細は別に連絡があります。

認可保育所（私立）の利用者…上峰町に納付します。納付方法は次のいずれかの方法です。

① 納付書

② 口座振替（佐賀銀行・佐賀共栄銀行・佐賀県農業協同組合・ゆうちょ銀行）

※口座振替での納付にご協力をお願いします。ゆうちょ銀行の自動払込利用申込書は上峰郵便局にあります。

その他の金融機関の口座振替依頼書は住民課に準備しています。

★こどもに充実した保育環境を提供できるよう、保育料は期限までの納入にご協力をお願いします。

給食費について

給食費（食材料費）は、3歳児から5歳児のこども（1号認定/2号認定）は、利用する施設で実費徴収となります。金額や徴収方法は、各施設へ問い合わせください。

食材料費のうち、副食費（おかず・おやつ等）については免除になる場合があります。基本的に保護者（父母）の市町村民税額を合算した額で算定し、最終ページの表にあてはめて太枠の外に該当したとき、免除となります。

毎年9月が算定の切り替え時期となるため、免除の該当について年度の途中で変更となることがあります。

※0歳児から2歳児（3号認定）のこどもは、保育料に副食費が含まれています。

★副食費の徴収免除に該当するときは、毎年3月末頃と8月末頃に町から「副食費徴収免除のお知らせ」を送付します。

マイナンバー記入用紙について（必要な方のみ）

認定申請にあたっては、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、原則マイナンバーの提出が必要です。提出できない方に関しては、後日所得課税証明書等の提出を依頼します。

既に施設利用中の方は不要です。

《必要な書類》

- | | |
|----------------|---|
| (1) マイナンバー記入用紙 | } 申請を行う保護者の分のみ提出してください
(申請児童及びその他の方の書類は不要です) |
| (2) 本人確認書類 | |
| ① 番号確認書類 | |
| ② 身元確認書類 | |

(1) マイナンバー記入用紙への記入

マイナンバー記入用紙には、申込書に記入した申請児童、申請児童の保護者及び家族の情報を記入してください。（保護者の方は、単身赴任等の理由で同居されていない場合も記入してください。ただし、DV等の理由で同居されていない場合は記入不要です。）

(2) 本人確認書類の提出 ※①・②両方必要です。

マイナンバー記入用紙を提出する際は、申込書及びマイナンバー記入用紙の「保護者氏名」欄に記載された方の本人確認（「①番号確認書類」と「②身元確認書類」）が必要です。

※提出の際の注意点※

園経由で申請の際は、**申請用封筒**にマイナンバー記入用紙、本人確認書類の写しを入れ、封をして提出してください。ただし、住民票については原本を提出してください。

窓口申請の際は、その場で本人確認を行いますので、本人確認書類の原本を提示してください。

（コピーを用意していただく必要はありません。）

① 番号確認書類	いずれか 1つ	
	・マイナンバーカード(裏面) ・通知カード	・マイナンバーが記載された住民票
② 身元確認書類	1つで可能なもの(顔写真付の公的証明書)	
	・マイナンバーカード(表面) ・パスポート ・精神障害者手帳 ・在留カード	・運転免許証 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 等
園経由での申請の場合 ① 顔写真 ② 氏名	2つ必要なもの Aを2種類 または AとBを1種類ずつ	
③ 生年月日または住所 が分かる面のコピーを 同封	A 顔写真なしの公的証明書 「氏名」と「生年月日または住所」の 記載があるもの	B 顔写真付の証明書 顔写真の掲載があるもの
	・年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書 等	・学生証 ・法人が発行した証明書 ・公的機関発行の資格証明書

認定こども園（保育園部分）・保育所等の利用に関する Q&A

Q1. 申込みをすれば必ず入所できますか？また、先着順ですか？

→ 保育の入所選考に受付の順番は関係なく、保育の必要性が高い方から入所決定しますので、必ず入所できるとは限りません。入所希望者が定員を超過した場合は、選考となりますのでご了承の上お申し込み下さい。保留（待機）になった場合も想定しておいて下さい。

Q2. 入所申込みをして待機している期間が長ければ優先されますか？

→ 申込者の中で保育の必要性が高い方からの入所となります。

Q3. 求職中できょうだい 2 人の申込み後に 1 人のみ入所決定した場合、もう 1 人が入所できるまでは就労せず在園できますか？

→ 下の児童を親族・認可外保育施設等に預けるなどして一定期間内に就労していただきます。

Q4. 入所承諾後、入所時期の変更や転園はできますか？

→ 保育所では、保育士数・施設条件等から 1 年を通じた受入れを計画・調整・決定しているため、原則認められません。また、正当な理由がある場合でも、人員配置や転園希望など園の状況により、対応できない場合は入所承諾取消・再選考となることもあります。申込前に、お子さまを連れて入所説明会や園庭開放への参加をおすすめします。

Q5. きょうだい児は優先して同じ保育施設にしてもらえますか？

→ 可能な限りきょうだいは同じ施設になるよう考慮をしますが、施設の空き状況により難しい場合があります。

Q6. 求職中でも申し込みはできますか？

→ 申し込みは可能です。ただし、就労の場合でも保留（待機）になる可能性がありますので、十分ご承知の上お申し込み下さい。また、求職を理由に入所できた場合、雇用保険の失業給付の支給日数を基本に 90 日の入所決定とします。90 日以内に就労先（月労働時間 48 時間以上）が決まらない場合は、原則退園となります。

Q7. 出産で申込みと必ず入所できますか？また、入所した後、就労した場合は引き続き在園可能ですか？

→ 出産での申込みは、保育を必要とする程度が高まるため優先的に調整しますが、必ず入所できるとは限りません。出産での入所も期間限定の取扱いで、期間終了後は原則退所となりますので、再入所のためには再選考となります。

Q8. こどもの両親が別居していますが、申込みには両親分の書類が必要ですか？また、保育料算定の際、両親 2 人分の税額が対象となりますか？

→ 原則、2 人分の書類が必要です。保育料算定も 2 人の税額が対象です。

Q9. ひとり親家庭の保育料は軽減されますか？

→ 必ずしも軽減される訳ではありません。第 2 階層・第 3 階層及び第 4 階層一部の方のみ、軽減されます。

Q10. 入所後に仕事を辞めた場合はどうなりますか？

→ 自己都合・会社都合を問わず、お子さまにとっては本来家庭で保育できる保護者がいる状況であり、保育を必要とする理由がなくなりますので原則退所となります。ただし、その後求職活動をする場合は、一定期間内に就労証明書を出していただきます。また、認定こども園であれば 3 歳以上児については、園の許可があれば 1 号へ認定変更することも可能です。まずは住民課子育て支援係までご相談ください。

Q11. 保育所（2・3 号）と幼稚園（1 号）の違いは何ですか？

→ 保育所は「就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設」であり、幼稚園は「小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校」です。幼稚園はお子さまが 3 歳になっていれば入園が可能で、保護者や家庭状況を問われませんが、保育所は保護者が何らかの理由で、家庭で保育できない期間のみ（及び、その状況が証明される場合のみ）入所及び在園の資格が発生します。このため保育所では小学校入学前までお預かりすることを保証するものではありません。

Q12. 同居のおじ、おばの勤務証明書は必要ですか？

→ 必要ありません。

Q13. 副食費が免除されるにあたってどのような手続きが必要ですか？

→ 新たな手続きは不要です。副食費の免除については、住民課子育て支援係からお知らせします。

Q14. 年度途中よりも、4 月から利用申込みをする方が入所できる可能性は高いですか？

→ 一般的に、4 月が入所できる可能性は高いと思われませんが、年度途中でも施設に空きがあれば入所可能です。ただし、年度によって入所希望の傾向が異なるので、一概に入所の可能性が高い時期はお答えできません。

Q15. 入所保留（待機）になったので育児休業を延長することになり、育児休業給付金の支給期間延長手続きのために、保育所等の利用申込書類の写しが必要と言われました。提出した申請書類のコピーをもらえませんか？

→ 提出された申請書類は返却等できません。必要な書類は役場提出前にコピーをとり、保管しておいてください。

▼保育料徴収金基準額表(3号認定)

階層区分	市町村民税所得割課税額	利用者負担額(月額)	
		標準時間	短時間
第1階層	生活保護世帯等	0円	0円
第2階層	非課税世帯	0円	0円
第3階層	均等割課税世帯及び所得割課税額 48,600円未満	19,500円	19,300円
	うちひとり親世帯等※	9,000円	9,000円
第4階層	97,000円未満	27,000円	26,600円
	うち77,100円以下のひとり親世帯等※	9,000円	9,000円
第5階層	169,000円未満	40,100円	39,500円
第6階層	301,000円未満	51,900円	51,000円
第7階層	397,000円未満	64,000円	62,800円
第8階層	397,000円以上	73,000円	71,400円

※小学校就学前のこどもが2人以上のときは、就学前最年長のこどもからカウントして2人目は上記表金額の半額、3人目以降は無料。ただし、57,700円未満の世帯は、生計を一にするこども(年齢制限なし)について最年長のこどもから順にカウント。

※第3階層と第4階層のひとり親世帯等にあてはまるときは、2人目以降が無料となります。

※年度内に3歳に到達し、3号認定から2号認定に切り替わった場合も、年度内は保育料がかかります。無償化は翌年度の4月から対象です。

▼副食費の徴収/免除(2号認定)

階層区分	市町村民税所得割課税額	第1子	第2子	第3子以降		
第1階層	生活保護世帯等	免除				
第2階層	非課税世帯					
第3階層	均等割課税世帯及び所得割課税額 48,600円未満					
第4階層	77,100円以下のひとり親世帯					
①	57,700円未満のその他の世帯	徴収				
第4階層	② 57,700円以上 97,000円未満					
第5階層	169,000円未満					
第6階層	301,000円未満				免除	
第7階層	397,000円未満					
第8階層	397,000円以上					

※その他算定方法等は次ページで確認ください。

※多子のカウント方法について(2・3号)

第1階層～第4階層①:生計を一にする者に限り年齢制限なし

第4階層②～第8階層:0歳～小学校就学前までの子どもの数

・住民基本台帳及び申込書に記入されている子どもの数を基に判定しています。

・保育施設に入園している児童からみて別居の同一生計である兄弟がいる場合には申し出てください。

前ページの階層は、基本的に保護者（父母）の市町村民税所得割課税額を合算して判定しますが、同居している扶養義務者の収入により生計を維持していると認められる場合には、扶養義務者も合算します。

毎年9月が保育料の切り替え時期となるため、年度の途中で保育料の金額や副食費の免除有無が変更になることがあります。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市町村民税額に基づく 保育料/副食費免除有無 判定						当年度の市町村民税額に基づく 保育料/副食費免除有無 判定					

※市町村民税所得割課税額の算出については、寄付金税額控除・住宅借入金（取得）等特別控除・配当控除・外国税控除などの控除前の税額により算出します。

※就労していない方も必ず確定申告又は住民税申告をしてください。

※未申告等により税情報が確認できない場合、保育料が算定できませんので、最高額の保育料とすることがあります。

※下記の合算基準に該当する場合、父母の市町村民税額合算額に、同居の扶養義務者の市町村民税額を合算する場合もあります。

次の①～③全てを満たす場合。

- ① 父母のいずれも算定時年度の市町村民税が非課税
- ② 父母のいずれも算定時前年中の収入が103万円未満
- ③ 父母の算定時前年分所得の総額が、同居の扶養義務者の所得より低い
・「父母」はひとり親家庭では、「父」又は「母」となります。
・扶養義務者が複数いる場合は、もっとも所得の高い方が対象となります。

※ひとり親世帯等とは、次の[1]～[3]に該当する世帯をいいます。

[1]母子家庭・父子家庭等のひとり親

[2]障害のある方（児童）の世帯で次のいずれかに該当する世帯

- ・身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
- ・療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

[3]その他の世帯

保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等、特に困窮していると町長が認めた世帯

※多子のカウント方法について（2・3号）

第1階層～第4階層①：生計を一にする者に限り年齢制限なし

第4階層②～第8階層：0歳～小学校就学前までの子どもの数

- ・住民基本台帳及び申込書に記入されている子どもの数を基に判定しています。
- ・保育施設に入園している児童からみて別居の同一生計である兄弟がいる場合には申し出てください。